

第32回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年1月29日（金）
9時30分から11時03分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・1名（木脇 文雄委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・日高・崎田・碓井
- 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第32回日南市農業委員会総会を開会致します。北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇委員より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は12名、農地利用最適化推進委員の皆様は、地区別審査会場で待機いただいております。定足数に達しております。本日の議事録署名委員に7番歌津芳秋委員、8番金丸勇太委員の両名を指名します。次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明致します。本日の総会は、事前に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

局 長	なお、今回の全体審査につきましては、地区別審査時において担当案件を検討し、地区部会において承認された審査内容を、地区部会長が議案ごとに一括報告、その後、採決するという方法を、皆様にご提案致します。コロナ禍によりこのような措置をとらせていただいております。よろしくお願い致します。
議 長	お諮り致します。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることに致します。なお、地区別審査の報告は部会長が行いますが、各委員の調査内容を明瞭にご報告下さい。 それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 4 号について一括上程し、議題と致します。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
局 長	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。総会資料 1 ページ、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請につきまして、受付番号 8 番の申請の土地の面積が「0」となっておりますが、「25,269 m²」に修正していただくようお願い致します。 次に、総会資料 4 ページ、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請につきまして、受付番号 8 番の譲渡人の氏名が「政」となっておりますが、「敏」に修正していただくようお願い致します。 次に、総会資料 4 ページ、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請につきまして、受付番号 11 番の用途が「太陽光発電施設用地（一時転用）」となっておりますが、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請、受付番号 8 番との整合性を持たせる為、「営農型発電設備に伴う一時転用」に修正していただくようお願い致します。 なお、議案の修正について、農地利用最適化推進委員の方々へは、地区部会にてお伝えいただくようお願い致します。 それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明を致します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会あて申請がありました 12 件について当農業委員会として許可すべきか、

10:17	局 長	否かを審議して頂きますよう提案致します。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事あて申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。 次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事あて申請がありました11件について意見書を付さなければなりませんので、審議して頂きますよう提案致します。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、新規の利用権設定10件、所有権移転1件、農地中間管理権設定2件について、審議して頂きますよう提案致します。 以上、説明致しましたが、よろしくご審議くださいますようお願い致します。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願い致します。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願い致します。
	議 長	只今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時15分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開致します。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について12件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番、3番について、担当部会より報告願います。
	坂 本	はい、6番坂本です。まず、受付番号1番について説明します。26

	坂 本	日に調査致しました。申請地は、吉野方の永吉の広域農道の交差点から西へ約 200m向かったところです。譲受人の自宅の横であり、耕作に便利で経営規模拡大するとの事です。遊休農地の対策でもあります。譲渡人に連絡をして確認したところ、経営規模縮小との事で、特に問題ありません。許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 2 番について説明します。25 日に調査しました。場所は、酒谷の向田集落がありますが、国道から直線で約 1 km 南西に行った所にあります。譲渡人は金柑を栽培しておりましたが、高齢の為に譲受人に譲る事になったとの事です。許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 3 番について説明します。申請地は、酒谷の永野地区に広がる借人の経営する茶畑の一面です。借人は大規模に茶園を経営しておられ、経営規模拡大との事です。何も問題無く、許可妥当と判断しました。以上、3 件報告致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番、5 番、6 番について、担当部会より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 4 番から 6 番について、譲受人が同じで関連があるので同時に説明します。1 月 24 日に譲受人立会いの下現地確認を行い、譲渡人とは電話にて確認致しました。受付番号 4 番の申請地は星倉にある病院の西側にあります。貸人と借人は親子で、母からの使用貸借権設定です。貸人は高齢で、以前から借人が水稻を耕作しておりました。受付番号 5 番、6 番の申請地は、東郷中学校の北側で、県道 28 号線沿いにある農地です。所有権移転による権利移動です。譲渡人はそれぞれ、高齢、市外在住の為に農地の管理ができない事から、今回の申請となったとの事です。受付番号 5 番、6 番の現地調査には、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の太田委員にも立会いをしてもらい、譲受人の意見確認をしてもらいました。今回の申請は、兼業農家として水稻による新規の農業経営を始める為のものです。実地調査の結果、全ての農地を耕作する事、地域に協調、協力して農業経営を行う事を確認しましたので、許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当部会より報告願います。

杉 岡	はい、10 番杉岡です。まず、受付番号 7 番について、北郷地区は担当委員から説明することになりました。
谷 元	はい、16 番谷元です。受付番号 7 番について説明します。譲渡人につきましては、離農されるという事です。申請地は、北郷の日南高岡線にある潮嶽神社の手前から、東に折れる道路がございます。その道路を通り、隣の屋野地区にある橋に隣接する 2 筆の田んぼです。何も問題無いと思います。以上、報告致します。
議 長	続きまして、受付番号 8 番から 12 番について、担当部会より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。まず、受付番号 8 番について説明します。この案件は、第一種農地である農振農用地の農地の上部空間に、営農型発電設備を設置する為、貸人の農地に区分地上権を設定する為のものです。現地は、旧日南農林高校跡地で、その北側周辺部に位置する水田です。営農型発電設備につきましては、3 年間の農地法第 3 条と第 5 条の同時許可でなければならない為、今回 5 条申請との同時申請となっております。今回が 3 回目の許可申請で、農地パトロール時に毎回現況などの調査をしておりまして、作物等の生育状況を確認している所でございます。申請地には日向夏、金柑が植栽されており、一部排水が悪い為に根腐れ等を起こし、枯れている所もありますが、貸人が排水改良等に努めておられるようです。今回の申請は、栽培作物の増収等、営農への取り組みをされながら、障がい者就農継続支援事業としての役割も果たしておられる事も考えて、今回の年間の区分地上権設定については妥当であると思われます。ご審議よろしくお願い致します。 続いて、受付番号 9 番、10 番について、譲受人が同じですので同時に説明します。申請地は、JA 南郷支所から約 1 km 進んで右手の農地です。受付番号 9 番は 27 日、受付番号 10 番は 24 日に電話等で確認しております。受付番号 9 番の譲渡人は宮崎市在住で、財産整理の為に手放すとの事です。受付番号 10 番については、譲受人が以前から水田として耕作されており、譲渡人は高齢の為に経営規模縮小するとの事です。農地はきれいに整備されており、問題無いと考えております。 続いて、受付番号 11 番、12 番について、農地の交換ですので同時

田 中	に説明します。24 日、25 日に申請人と現地確認しております。申請の理由といたしましては、交換により利便性が良いので今回の申請となったようです。何も問題無いと思います。以上です。
議 長	只今の、各部長からの報告について、質疑はありませんか。
山元(陸)	はい。議長。
議 長	どうぞ。
山元(陸)	はい、18 番山元です。受付番号 8 番についてお尋ねです。当初は毎年の収量関係についても園地計画で報告されており、日向夏が主だったのですが、その後太陽光の営農施設として収量的に利益等成り立っているんですか。
議 長	それでは、2 月中には毎年報告が来るという事ですので、事務局から報告をお願いします。
次 長	はい、許可の内容については、更新という事で、3 回目の申請です。申請状況については営農型発電設備に伴う区分地上権と、農地法第 5 条申請の支柱部分での一時転用です。この許可については、営農状況を把握してという事が元々基本になっており、毎回営農状況を確認することになっております。日向夏と金柑を栽培されておりますが、金柑については地域の平均収穫量を上回っておりますが、日向夏の方は地域の平均収穫量より若干低いとの報告が上がっております。それには原因がありまして、排水関係等諸々の耕作の関係も一つの要因ではありますが、実際は収穫する時期を本来 12 月にするとところを、1 月に一部収穫するという事になってしまった為に収穫できず、出荷量がおちたという事です。営農型発電設備が影響してという事ではなく、収穫する時期を逸してしまったというのが今回の収量の報告という事で把握しているところです。現地の営農確認は常に行っております。改善も多くみられるところもあり、現地調査も含めて指導するところもあります。その辺の事も申請書には添付してありましたので報告しておきたいと思います。以上です。
山元(陸)	はい、18 番山元です。今後は南郷地区の方々も十分把握されて、

10 : 35	山元(陸)	当初優良農地を営農型発電設備にしたわけですから、そのような問題をある程度解決しておかないといけないのではないかという考えがあったものですから、後は南郷地区の委員さんをお願いしたいと思います。
	議 長	少し補足させていただきます。日向夏と金柑が植えてあるのも現地調査で見えておりますが、日向夏の植えてある所は造成する時に表土を県が振徳高校の所に持って行き、そこに植えてあるので、水が抜けない所もあります。金柑が植えてある所は少し高い所にあるのできれいになっております。今回は霜にやられた所もありますが、出荷できた分もあるという事です。今後収量が増えれば販売先等の協議を現在農協ともしているようであります。私も担当地区でありますので今後も常に注視していきたいと思います。以上です。
	議 長	その他、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。受付番号 8 番につきましては農地法第 5 条の許可申請、受付番号 11 番と同時許可となりますので、ご理解いただきたいと思います。
	議 長	次に、議案第 2 号農地法第 4 条の許可申請について 1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当部会より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。まず、受付番号 1 番について説明します。25 日に現地確認調査致しました。場所は、酒谷の日南ダムのすぐ下です。申請人は精米業を営んでおり、水稻もしておられます。今回の申請は台風の災害により、取水不能になったという事が一番の原因であったようです。やむなく植林したいとの事でしたので、特に問題無いと思います。以上です。
	議 長	只今の報告について、質疑はありませんか。

10 : 37	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 11 件 の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 3 番について、担当部会より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。まず、受付番号 1 番について説明します。25 日に現地調査致しました。場所は、J A 酒谷支所から国道 222 号線を南に進んだ所です。一般住宅用地としての申請で、調査の結果問題無く、許可妥当と判断致しました。 続いて、受付番号 2 番、3 番について譲受人が同じですので同時に説明します。27 日に現地調査を行いました。場所は、振徳高校から東へ約 1.5 km 行った所の山林地帯です。現在、譲受人が伐採をしておりますが、取得後は植林して管理していくとの事です。周辺は山林化しており、農地への被害は無いとの事です。始末書も添付されておりますので、許可妥当と判断しました。以上、ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番から 7 番について、担当部会より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。まず、受付番号 4 番について説明します。1 月 26 日に調査致しました。場所は油津木山で、産業道路沿いにある石材店の道路を挟んだ向かい側です。建売住宅を 2 棟建設して売却するとの事です。周囲は全て住宅地ですので農地は無く、雨水は道路側溝に排出し、雑排水は下水道に接続して処理する計画となっております。譲渡人は高齢で農地の管理ができなくなり、手離すものです。何ら問題無く、許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 5 番について説明します。同じく 1 月 26 日に調査しました。場所は吾田東二丁目産業道路沿い、製紙工場のアクセレーター設備の隣です。周囲は全て住宅地で農地は無く、農地としての管理ができなくなり、周囲の状況から駐車場としての用途が見

	山 本	込まれる為、駐車場として活用するとの事です。何ら問題なく、許可妥当と判断しました。 続いて、受付番号 6 番について説明します。1 月 22 日に現地調査を行い、26 日に譲受人、譲渡人に電話確認しました。場所は、横通りにある生活用品等の配送センターの西側です。譲受人は現在アパート住まいで、一般住宅を建設する計画となっております。 続いて、受付番号 7 番について説明します。同じく 1 月 22 日に現地調査を行い、26 日に電話確認しました。譲受人は建売住宅を販売している業者で、3 区画に宅地分譲して売却する計画となっております。許可妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当部会より報告願います。
	高 橋	はい、3 番高橋です。まず、受付番号 8 番について説明します。代理人の行政書士立会いの下、現地確認致しました。場所は、国道 222 号線を油津から宮崎方面へ向かい、広渡川の橋を渡るとだるまの交通標識がありますが、そこから県道に入った右手にあります。太陽光発電設備を設置する計画です。東側は道路、西側は水路で、被害防止策を行って砂利を敷き、設備の周辺にはフェンスを設置するという事でした。 続いて、受付番号 9 番について説明します。場所は、東郷にあるコンビニエンスストアから風田方面に行くと乙東公民館がありますが、その交差点の左角です。一般個人住宅を建設する計画です。周辺は住宅地で、雨水・汚水などについては問題無く、許可妥当と判断しました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当部会より報告願います。
	杉 本	はい、17 番杉本です。受付番号 10 番について説明します。1 月 23 日に譲受人立会いの下、現地確認調査致しました。申請地は、萩之嶺東下中地区にあるガソリンスタンドから酒谷方面に約 100m 進むと、左手に水田地帯があります。そこから約 1 km 進んだ右側になります。譲受人によると、譲渡人は県外在住の為に農地の管理ができず、申請地の隣接地を所有する譲受人に相談されたようです。周辺

10 : 46	杉 本	が雑木や杉山で日が当たらず、鳥獣被害もある為、農地として管理することが難しいので、杉を植えて管理したく今回の申請になったとの事です。土地改良区外で特に問題無く、許可は妥当と判断しました。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当部会より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 11 番について説明します。先程の農地法第 3 条の受付番号 8 番で申請のあった、農地の上部空間に設置された営農型発電設備を支える支柱部分の建っている面積を 3 年間一時転用するものです。農地法第 3 条の受付番号 8 番と同時許可となります。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	只今の、各部長からの報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 13 件 の審議をお願いします。 まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について担当部会より報告願います。
	坂 本	はい、6 番坂本です。まず、受付番号 1 番について説明します。25 日に現地確認調査致しました。場所は酒谷の向田地区で、借人の経営しているハウス団地の近くです。以前から借人が本申請地を借りて耕作しており、今回利用権設定するとの事です。何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当部会より報告願います。
	山 本	はい、9 番山本です。受付番号 2 番について説明します。1 月 23 日に現地調査致しました。東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員

山 本	の太田委員に情報提供と協力をいただきました。申請地は、広渡川堤防沿いの東郷益安で、以前日南市がダチョウを飼育していた跡地です。借人は新規就農 5 年目で、現在は隈谷地区を中心にオクラ、ゴボウ、カボチャを栽培しておりますが、隈谷地区は冠水が多い為、今回の申請となりました。スイートコーンとカボチャを栽培する予定との事です。特に問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当部会より報告願います。
高 橋	はい、3 番高橋です。受付番号 3 番について説明します。場所は、東郷益安の直線道路沿いにある自動車整備工場から東へ約 1 km 入った所にあるまとまった 5 筆の田んぼです。借人は農地所有適格法人で、何も問題無いと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番から 6 番について、担当部会より報告願います。
杉 岡	はい、10 番杉岡です。まず、受付番号 4 番について説明します。谷元委員、木佐貫委員、木脇委員の案件です。1 月 25 日に現地確認調査致しました。場所は全て、北郷町郷之原地区です。各担当委員が調査され、何も問題無いとの事です。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番から 10 番について、担当部会より報告願います。
田 中	はい、5 番田中です。まず、受付番号 7 番、8 番について、借人が同じですので同時に説明します。26 日に貸人と借人に電話にて確認し、現地調査致しました。潟上小学校から北方南郷線を串間方面に約 2 km 行くと潟上神社があり、そこから約 500m 進んだ所にある看板から約 200m 奥に入った所のマンゴーハウスに申請地があります。何も問題無いと思います。 続いて、受付番号 9 番、10 番について、借人が同じですので同時に説明します。25 日に貸人と借人に確認し、現地調査致しました。場所は、潟上小学校の手前に脇本地区の水田が広がっていますが、その中央部にある水田です。受付番号 9 番の貸人が病気の為耕作で

10:53	田 中	きなくなり、借人が水稻を作付けされるとの事です。何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	只今、利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は計画に同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 11 番について、担当部会より報告願います。
	田 中	はい、5 番田中です。受付番号 11 番について説明します。この案件は、先程の利用権設定、受付番号 9 番の貸人が耕作されていた農地です。今回譲受人が作付けする事になり、売買の話がまとまった為今回の申請となったとの事です。譲渡人は高齢で後継者もおらず、手離したいとの事でした。何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
	議 長	只今、所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
10:55	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 4 号農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は原案どおり計画に同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 12 番、13 番について、担当部会より報告願います。

	高 橋	はい、3番高橋です。まず、受付番号12番、13番について説明します。受付番号12番の場所は、東郷の甲東地区にある自動車整備工場のある信号から飢肥方面へ約100m行った道路の左右の2筆です。受付番号13番の場所は、JAの選果場から東に約500m入った所です。どちらも貸人に確認をし、中間管理との契約ですので何も問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
	議 長	只今、中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は原案どおり計画に同意することに決定しました。
10:57	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11:03		《報告事項》

第32回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷 川 光 彦 (印)

署名委員

歌 津 芳 秋 (印)

金 丸 勇 太 (印)